

第 2 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

令和6年10月4日

(令和5年度決算)

(総務部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第2回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和6年10月4日(金曜日)

午後0時59分開議

午後2時26分閉会

本日の会議に付した事件

議案第41号 令和5年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第52号 令和5年度熊本市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第55号 令和5年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(12人)

委員長 内野 幸喜
副委員長 橋口 海平
委員 松田 三郎
委員 池田 和貴
委員 楠本 千秋
委員 岩本 浩治
委員 岩田 智子
委員 末松 直洋
委員 竹崎 和虎
委員 西村 尚武
委員 本田 雄三
委員 亀田 英雄

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

部長 小金丸 健

理事兼県央広域本部長

兼市町村・税務局長 中村 誠希

政策審議監 坂野 定則

総務私学局長 枝國 智子

人事課長 寺本 和央

財政課長 元田 啓介

県政情報文書課長 坂本 久敏

総務厚生課長 帆足 朋和

財産経営課長 松尾 亮爾

私学振興課長 松村 加奈子

首席審議員兼市町村課長 阿南 周造

消防保安課長 楠 ゆみ子

税務課長 花房 博

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 川元 敦司

会計課長 川上 竜也

監査委員・同事務局職員出席者

監査委員 藤井 一恵

局長 小原 正巳

監査監 坂本 誠也

事務局職員出席者

議事課課長補佐 榎原 俊郎

議事課主幹 平江 正博

午後0時59分開議

○内野幸喜委員長 それでは、ただいまから第2回決算特別委員会を開会いたします。

本日から審査に入りますので、委員及び執行部の皆様の御協力をお願いします。

次に、決算審査方針についてお諮りします。

お手元に配付しております令和6年度決算特別委員会審査方針(案)を担当書記に朗読させます。

○担当書記 令和6年度決算特別委員会審査方針(案)。

本委員会は、令和5年度予算の執行状況等について、次のような審査方針の下で、執行部の説明及び監査委員の意見を聴取しながら、慎重に審査を行う。

1 予算の執行は、議決の趣旨に沿って、合理的かつ効率的に行われ、所期の目的が達成されたか。

(1) 歳入は適正に確保されたか。

(2) 歳出の執行に遺憾な点はなかったか。

(3) 主要な施策はいかに達成されたか。

2 財産管理は十分であったか。

3 執行体制に問題はなかったか。

4 法令違反等はなかったか。

5 前年度決算特別委員会の指摘事項は、どのように処理されたか。

以上でございます。

○内野幸喜委員長 決算審査方針は、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、今後、この方針に沿って審査を進めることといたします。

これより、本委員会に付託された一般会計及び各特別会計決算の審査に入ります。

まず、川元会計管理者から、着座のまま、挨拶と決算概要説明をお願いいたします。

○川元会計管理者 会計管理者の川元でございます。

執行部を代表いたしまして、一言御挨拶申し上げます。

令和5年度の一般会計及び特別会計の決算につきまして、地方自治法第233条の規定に基づき、歳入歳出決算書の調製等を行い、9月定例会に監査委員の決算審査意見書を付して、決算の認定に係る議案の提出を行っているところです。

なお、企業局、病院局並びに流域下水道事業の企業会計に係る決算につきましても、地方公営企業法に基づき、同様の手続を行っております。

今後、本委員会において、部局ごとに御審議をいただき、その後、定例会において決算の認否について御採決をお願いすることになります。

内野委員長、橋口副委員長をはじめ委員の皆様方におかれましては、御審議、御指導のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、令和5年度における一般会計及び特別会計の決算概要を説明いたしますので、このA4縦で、中心に決算の概要と書いてある資料をお手元に御準備ください。

1ページをお願いいたします。

最初にお断りでございます。

表は100万円単位で記載しておりますが、概況などの説明は億円単位の単位未満切捨てで説明いたしますので、よろしく願いいたします。

まず、一般会計決算における(1)決算収支の状況でございます。

記載の表は、令和5年度の決算状況について、令和4年度と比較したものでございます。

表の下の概況を御覧ください。

一般会計の決算額の歳入は9,704億円で、前年度に比べ738億円の減少、歳出は9,276億円で、前年度に比べ766億円の減少となっております。

また、歳入歳出差引き額、いわゆる形式収支については、427億円と前年度に比べ28億円の増加、翌年度へ繰り越すべき財源は、133億円と前年度に比べ66億円の減少、実質収支は、これは形式収支から繰り越すべき財源を除いたものですが、294億円と前年度に比べ95億円の増加となっております。

続きまして、2ページ上段の図1を御覧ください。

この図は、過去10年間の決算規模の推移を示しております。

決算額は、過去最大となった令和3年度から暫減しているものの、令和2年7月豪雨災

害や新型コロナウイルス感染症対策関係経費等の影響により、依然として高い水準となっております。

3ページをお願いいたします。

(2)歳入の状況でございます。

4ページのポイントと記載したところを御覧ください。

歳入の主な増加要因としては、県債管理基金繰入金の153億円の増加がございます。

歳入の主な減少要因としては、国庫支出金が813億円の減少となっており、これは主に新型コロナウイルス感染症関係の交付金の減少によるものでございます。

次に、(3)歳出の状況でございます。

5ページ上段のポイントと記載したところを御覧ください。

歳出の主な増加要因としては、職員等退職手当基金積立金の皆増72億円を含む総務費178億円の増加がございます。

歳出の主な減少要因としては、衛生費が489億円、商工費が442億円の減少となっており、これは主に新型コロナウイルス感染症関係の事業費の減少によるものでございます。

次に、(4)翌年度繰越の状況でございます。

6ページ上段の概況を御覧ください。

翌年度への繰越額は1,509億円で、前年度と比べ106億円の減少となっております。

次に、(5)不納欠損の状況でございます。

不納欠損額は2.5億円となっており、前年度と比べ0.5億円の増加となっております。

内訳は、県税が全体の約8割を占めております。

次に、(6)収入未済額の状況でございます。

収入未済額は25億円で、前年度と比べ2億円の増加となっております。

県税が全体の約7割を占めております。

7ページをお願いいたします。

(7)不用額の状況でございます。

不用額は563億円で、前年度に比べ48億円の減少となっております。

金額が大きいものとしましては、衛生費が137億円で、これは新型コロナウイルス関係費用の減などによるものでございます。

8ページをお願いいたします。

次に、特別会計決算について御説明いたします。

まず、(1)決算収支の状況でございます。

その表は、15の特別会計のそれぞれの額を合計し、特別会計全体の決算収支の状況としてまとめたものでございます。

表の下の概況を御覧ください。

特別会計全体の決算額は、歳入が3,312億円で、前年度と比べ70億円の増加、歳出は3,123億円で、前年度と比べ26億円の増加となっております。

なお、実質収支は171億円で、前年度と比べ30億円の増加となっております。

9ページをお願いいたします。

(2)会計毎の歳入歳出の状況でございます。

15の特別会計、それぞれの歳入、歳出の状況と下段に過去5年間の合計額の推移をまとめております。

10ページをお願いいたします。

(3)翌年度繰越の状況でございます。

主なものとしては、高度技術基盤整備事業等特別会計が14億円、港湾整備事業特別会計が10億円の繰越しを行っております。

次に、(4)不納欠損の状況でございます。

表では、令和5年度は全てゼロと記載しておりますが、実際には、表の下の注意書きにありますように、母子父子寡婦福祉資金特別会計で17万円の不納欠損処分を行っております。

次に、(5)収入未済額の状況でございます。

6つの特別会計で、貸付金の償還金など、合計32億円の収入未済額があり、前年度と比

べほぼ横ばいとなっております。そのうち、中小企業振興資金特別会計が全体の約9割を占めております。

11ページをお願いいたします。

(6) 不用額の状況でございます。

不用額は、特別会計全体で74億円となっており、前年度と比べ8億円の増加となっております。

12ページをお願いいたします。

次に、財産に関する調書として、13ページにかけまして、財産ごとに決算年度中の増減高や年度末現在高を取りまとめております。それぞれの説明は省略させていただきます。

続いて、14ページから16ページにかけまして、参考資料でございまして、10年間の決算額の推移、それから39あります基金の残高一覧、それから、令和4年度になりますが、九州各県の決算一覧を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

以上で決算の概要の説明を終わらせていただきます。

詳細につきましては、各部局からそれぞれの審議の中で御説明させていただきます。

それでは、委員の皆様方には、長期にわたり御審議いただきますが、何とぞよろしく御願い申し上げます。

説明は以上です。

○内野幸喜委員長 次に、藤井監査委員から決算審査意見の概要説明をお願いいたします。

○藤井監査委員 監査委員の藤井でございます。

4人の監査委員を代表して、決算審査意見の概要を御説明いたします。

着座にて失礼いたします。

お手元の青色の冊子、令和5年度熊本県歳入歳出決算及び基金の運用状況に係る審査意見書を御覧ください。

1ページをお願いいたします。

第1の審査の対象は、一般会計と15の特別会計であります。

第2の審査の方法ですが、記載しております4点に主眼を置きながら、関係部局に必要な資料及び説明を求め、慎重に審査をいたしております。

次に、第3の審査の結果及び意見のうち、審査の結果でございます。

これは全体的な結論になりますが、決算書等の計数につきましては、関係書類の計数と符合し、いずれも正確であることを確認しております。

また、財務に関する事務の執行においては、一部に改善または留意する事項が見受けられましたが、預け金や差し替えなどの不適正な経理処理の事例は認められず、おおむね適正かつ効率的、効果的に処理されていると認められました。

2ページをお願いいたします。

2の審査意見の(1)財政状況等についてですが、先ほど川元会計管理者から説明がありましたので省略させていただき、下のほうから記載しております主な財政指標等について御説明いたします。

すみません、3ページの上の表を御覧ください。

財政調整用4基金残高は582億円余、一般財源不足への対応等により、前年度に比べ57億円の減少、また、2段目の通常県債残高は、9,076億円余と前年度に比べ192億円余増加しておりますが、増加率は2.1%で、抑制基調は維持されていると捉えております。

3段目の経常収支比率、また、4段目と5段目の財政健全化判断比率となる実質公債費比率、将来負担比率は、いずれも上昇しております。

以上を踏まえまして、今後の景気動向や地方財政をめぐる状況の変化等に的確に対応できるよう、国への財政支援を継続的に働きか

けるとともに、引き続き、行財政改革の取組を推進し、財源の確保を図っていく必要があるとの意見を付しております。

続いて、(2)未収金の状況についてです。

一番下にあります表のとおり、令和5年度の未収金は、県税で17億5,300万円余、県税以外で40億5,700万円余であり、総額は58億1,100万円余、前年度よりも2億5,100万円余増加しております。

4ページをお願いいたします。

アの県税の未収金、イの県税以外の未収金について、それぞれ解消に向けた熱心な取組が行われておりますが、一方で新たな未収金の発生も見られております。

結びとして、今後とも、歳入の確保や負担の公平、公正の維持の観点から、個別の事情に留意しつつ、効果的な回収に努め、未収金の縮減を図るとともに、新規未収金の発生防止のための対策を着実に講じていく必要があるとの意見を付けさせていただいております。

続いて、(3)財務事務の執行状況についてです。

昨年度の定期監査の結果ですが、255機関を監査し、全体としておおむね適正に処理されている中、表にありますとおり、一部に改善を要する課題などが353件ございました。

その下、財務事務の執行における主な課題のところで、幾つか事例を御紹介いたします。

アの収入事務ですが、課税誤りの例として、地方税法改正に伴う県税条例の改正が遅れたことで自動車税を過大に徴収したこととなり、還付したものがございました。

5ページをお願いいたします。

イの支出事務では、昨年度に続き、支払いの遅れによる遅延利息の発生が複数の所属で見られ、また、国庫負担金の返還事務の遅れにより延滞金が発生し、県が全額負担したものがございました。

ウの物品管理事務では、公用車を車検切れのまま使用したものの、重要備品を許可なく処分し、亡失したものがございました。

エの財産管理事務では、県有施設内で倒木による車の毀損事故が発生しています。

最後に、その他として、個人情報漏えいした事例が、委託先も含めて複数の所属で見られており、最低制限価格の誤りなど、職員による不適切な事務処理も発生しております。

6ページをお願いします。

まとめとなりますが、課題件数は増加し、増加分の約9割、全体で見ても6割以上が収入及び支出事務に関するもので、いずれの事務も基礎的な確認の不徹底によるものが目立っております。

これらの課題は、担当職員の不注意や理解不足、組織的なチェック体制の不備が大きな要因であります。

全庁的に見ますと、これまでの職員削減に加え、多様な人材の任用、新規採用等により、庶務経理に不慣れな職員が増加し、財務部門が弱体化していること、また、通常業務に加え、豪雨災害からの復旧、復興や新たな課題への対応など、各所属の業務量の増加も要因として考えられます。

このため、研修等による個々の職員の資質向上とともに、組織的な支援、チェック体制の強化を図る必要があります。また、庶務経理等の分野に精通し、各所属で指導力が発揮できる人材を育成していくことが重要と考えます。

さらに、現在進めておられます行政手続のDXを積極的に推進し、ミスが生じにくい環境づくりに取り組む必要があり、あわせて、事務事業の見直しや業務の効率化に取り組み、組織全体で適正な事務処理が行われるための体制づくりを進めていただきたいと思います。

加えて、個人情報の漏えい事案が報告され

ておりますが、個人情報の重要性に鑑み、研修等を通じて職員の個人情報に関する意識づけをさらに行っていただくとともに、業務委託先も含め、個人情報を取り扱う事務のチェック体制、漏えい防止策を強化、徹底していただきたいとの意見をつけております。

続いて、(4)くまもと新時代共創に向けた取組として、総括的な意見を申し上げます。

本県では、策定予定の基本方針、総合戦略「くまもと新時代共創」の下、県民が主人公の県政を目指し、豪雨災害からの復旧、復興をはじめ、TSMC関連の取組など、様々な課題にスピード感を持って全庁を挙げた取組が求められています。

一方で、公共施設の老朽化が進む中、改修などの長寿命化はもとより、県有財産の効果的な活用などに向け取り組んでいく必要があります。

そのためには、安定的な財源の確保や効率的な予算執行が不可欠であり、引き続き、国への要望や事業の選択と集中の徹底、将来負担を考慮した予算編成など、持続可能な財政運営に取り組んでいただきたいと考えます。

7ページですが、県職員が一丸となって県政の課題等に取り組まれているところですが、ワーク・ライフ・バランスの悪化やメンタル不調職員の増加も懸念されます。

県民が主人公の県政を進めるには、まずもってそれを下支えする県の組織で、職員がやりがいを感じ、生き生きと安全、安心に仕事ができる環境を整備することが極めて重要だと思います。職員の健康管理はもちろん、様々な働き方の見直しに取り組んでいただきたいと考えております。

さらに、不足する技術職員をはじめ、必要な人員の採用等による行政体制の確保、デジタル活用を含め、抜本的な事務事業の見直し、業務効率化をしっかりと進めていただきたいと思っております。

加えて、先ほど述べましたように、事務処

理の誤りは県民の大きな不利益につながるおそれもあり、県民の信頼を損なうことがないように、これまで以上に全庁的にバランスの取れた人材の配置、育成にも努めていただきたいと考えております。

以上が決算審査意見の概要でございます。よろしくお願いたします。

○内野幸喜委員長 これから各部局の審査に入りますので、会計管理者は、ここで所定の席へ移動をお願いいたします。

（会計管理者、席を移動）

○内野幸喜委員長 それでは、総務部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、総務部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、小金丸総務部長。

○小金丸総務部長 総務部小金丸です。

令和5年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、総務部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

前年度の決算特別委員会では、各部局共通事項として1点、総務部の事項として1点の御指摘がございました。

お配りしておりますお手元の令和5年12月定例会決算特別委員長報告の12ページに記載されておりますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

まず、12ページの各部局共通事項の2点目、12ページの左上のところでございます。

「公務員志望者が減少傾向にある中で、今後

本県において適切に職員を確保していくためには、時間外勤務状況の的確な把握や勤務評価を適正に行うとともに、業務量に応じた人員の配置や働きやすい環境を整備するなど魅力ある職場づくりを推進すること。また、職員定数管理の見直しを行うこと。」という御指摘でございます。

まず、時間外勤務については、上限規制の適切な運用や職員のパソコンの使用時間記録を活用し、各所属において職員の勤務実績を確認するとともに、勤務間インターバル制度の施行により、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組んでいます。

さらに、人員配置については、各所属の業務量や時間外勤務の状況等も踏まえた上で、各部局と協議を行いながら、適正な職員配置を実施しております。

以上の取組により、令和5年度は、前年度に比べ、1人当たりの年間平均時間外勤務数は約1割減少しました。

また、働きやすい職場づくりについては、男性育休の推進や時差出勤制度の運用、勤務間インターバル制度の本格施行など、職員の生活時間を確保し、ライフスタイルに合わせた働き方が選択できるよう配慮するとともに、パワハラをはじめとするハラスメントの未然防止のための全所属長向けの研修を実施しましたが、今後はカスタマーハラスメント対策にも取り組んでまいります。

次に、職員定数管理につきましては、令和6年6月に新たな熊本県職員の定員管理の基本方針を策定しました。

今後4年間の職員の目標数については、令和6年度の実績数4,151人を維持するのではなく、令和2年度に策定した定員管理方針で目標としていた令和6年度の職員数4,229人を維持させることとしております。これにより、職員数は、現在から約80人増加することとなります。

なお、定年引上げ期間中も、定年退職のあ

る年度とない年度の採用数を平準化し、新採職員を継続的に確保していく方針です。

今後も、適切に職員を確保していくため、魅力ある職場づくりの推進に取り組んでまいります。

次に、12ページの総務部の事項、「熊本地震復興基金については、基金の設置期間10年間という期限の中で、引き続き有効に活用されるよう努めること。」という御指摘でございます。

熊本地震復興基金は、県及び市町村が、復旧、復興に向け、地域の実情に応じ、被災者の生活再建支援、コミュニティーの再生、産業、教育、文化振興等の様々な事業を執行するに当たり、単年度予算の枠に縛られずに、制度の隙間を埋め、弾力的に対処できる資金として、平成28年10月に造成、設置いたしました。

基金の設置期限は令和8年12月末とし、基金の規模は、特別交付税510億円、宝くじ交付金13.2億円の計523.2億円であります。

523.2億円の配分計画としましては、被災が大きかった市町村へ一括交付し、市町村が自主的に執行する創意工夫分に100億円、県が活用事業の統ルールを定め、県または市町村が執行する基本事業分に373.2億円、県の広域的課題分に50億円としております。

執行状況としましては、創意工夫分は、平成29年度に対象30市町村へ一括交付し、市町村において基金の趣旨に沿って適切に活用されるよう、助言及び管理をしています。

次に、基本事業分は、令和4年度までに県と市町村において311億円が執行済みで、今後の執行予定を含めると、323.2億円となります。

このため、基金の設置期限が迫る中、県分も含めた差引き残余となる50億円を、令和5年度に、復旧、復興の総仕上げとして、各市町村における残された課題の解決が進むよう、被災規模等に応じ、全市町村に一括で交

付しました。

今回一括交付した分についても、市町村において適切に活用されるよう、助言及び管理をしてまいります。

また、県の広域的課題分は、今後、創造的復興に資する広域的課題への対応に活用していく予定です。

続きまして、総務部の令和5年度決算概要について御説明させていただきます。

お手元の決算特別委員会説明資料、総務部と表紙に記載しております資料により御説明いたします。

まず、1ページの令和5年度歳入歳出決算総括表を御覧ください。

総務部の決算に関連します会計は、一般会計、全国型市場公募地方債の発行に係る公債管理特別会計、市町村が行う公共施設の整備事業等に係る市町村振興資金貸付事業特別会計の3会計でございます。

これらの3会計を合わせた歳入の決算状況でございますが、収入済額は8,071億8,335万円余、不納欠損額は2億422万円余、収入未済額は18億440万円余となっております。

不納欠損額と収入未済額の主なものは、県税及びその加算金に係るものでございます。

次に、3会計を合わせた歳出の決算状況でございますが、支出済額は3,555億3,763万円余、繰越額は17億4,691万円余、不用額が39億4,832万円余でございます。

不用額の主なものは、物価高騰重点交付金を財源とする市町村事業への交付金の執行残、人件費の執行残、入札や経費節減に伴う執行残などでございます。

以上が総務部の令和5年度歳入歳出決算の概要でございます。

詳細につきましては、各課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく御願いいたします。

○内野幸喜委員長 引き続き、各課長から説

明をお願いします。

○寺本人事課長 人事課でございます。

決算の説明に入ります前に、本年度の定期監査における指摘事項について申し上げます。

総務部の指摘事項は、県政情報文書課及び税務課において指摘がありました。後ほど担当課長から御説明いたします。

それでは、人事課の決算について説明いたします。

説明資料の2ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

続きまして、歳出について説明いたします。

3ページをお願いします。

まず、総務管理費のうち一般管理費でございますが、職員40名分の給与費及び人事課で一括管理しております知事部局職員の災害対応等に伴う時間外勤務手当等でございます。

不用額1億4,114万円余の主なものは、人事課で一括管理している時間外勤務手当の執行残でございます。

次に、下段の人事管理費でございますが、知事部局職員の退職手当及び課の運営費等でございます。不用額6億3,328万円の主なものは、退職手当の執行残でございます。

人事課は以上です。

○元田財政課長 財政課でございます。

続きまして、資料4ページをお願いいたします。

当課は、一般会計と特別会計がございません。

まず、一般会計から御説明させていただきます。

4ページ、歳入につきまして、当課でも不納欠損額及び収入未済額はございません。

予算現額と収入済額との比較の欄を御覧い

ただきますと、主立ったものを御説明させていただきます。

5段目の地方揮発油譲与税で1億1,000万
余、最下段の特別法人事業譲与税で30億円余
の増となっております。

これは、譲与額の決算額が予算上の見込額
を上回ったものでございます。

下の5ページ、2段目、地方交付税で18億
3,000万円余の増となっております。

これは、交付額の決算額が予算上の見込額
を上回ったものでございます。

6ページをお願いいたします。

最下段の平成28年熊本地震復興基金繰入金
ですけれども、2億3,000万余の減となっ
ております。

これは、基金活用事業の執行額が見込みを
下回ったため、基金からの繰入額が少なくな
ったことによるものです。

下の7ページ、4段目の宝くじ収入につき
まして、2億5,000万余の増となっております。

これは、宝くじの売上げが予算上の見込み
を上回ったことによるものでございます。

8ページをお願いいたします。

8ページから、県債収入が続いてまいりま
す。全て調定額どおりに収入されておしま
す。

なお、予算現額と収入済額の比較の欄で、
県債全体の合計で683億8,000万円余の減とな
っております。

これは、県債を財源とします事業の予算を
翌年度に繰り越したことなどによる差額で
ございます。

県債が16ページまで続いてまいります。

最後の16ページ、最下段、調整債の欄を御
説明させていただきます。

21億円の減となっておりますけれども、こ
れは、地方譲与税などの一般財源収入の増に
よって、調整債を借りる必要がなくなっ
たことによるものでございます。

その他県債に係る各事業の執行状況につ
きましては、各部局の審査において御説明
させていただきます。

続きまして、17ページは歳出でございま
す。

最下段の予備費でございますけれども、当
初予算額2億円のうち、1億5,000万円余
の予備費を充用し事業を執行いたしましたの
で、4,000万円余が不用額となっております。

18ページをお願いいたします。

公債管理特別会計でございます。

この特別会計は、市場公募債や借換債の返
済を管理するものでございます。

歳入につきましては、いずれも調定額ど
おりに収入されており、不納欠損額、収入未
済額はございません。

19ページ、歳出でございます。

市場公募債や借換債に係る元金及び利子の
償還金並びに発行手数料等でございます。

財政課は以上でございます。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課で
ございます。

まず、監査結果指摘事項の資料をお願い
いたします。1枚紙の資料でございます。

1、郵便後納料金に係る支払い遅延につ
いてでございます。

事案の概要を御覧ください。

本件は、支払い事務手続において、会計課
から添付書類漏れによりファイルが返却され
ましたが、当課の担当者は、支払い処理が完
了したものと思い込み、ファイルを書棚に保
管してしまいました。

このため、郵便局から問合せがあるまで未
払いとなっていることに気づかず、7日分の
延滞利息が発生したものです。

対応状況としまして、会計課から返却され
たファイルの中を確認しなかったことが主な
原因ですので、必ず中を確認するよう徹底し

ました。また、複数の職員が、毎週、財務会計システムにおいて支払い漏れがないか、組織的に確認するよう改めました。しっかりと再発防止を徹底してまいります。

続きまして、説明資料の冊子の20ページをお願いいたします。

歳入につきまして、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

2段目の国庫補助金は、新型コロナ臨時交付金でございます。

内訳について、備考欄を御覧ください。

過去の行政文書一覧の電子化及び県立大学の新型コロナ対応に係る交付金で、事業費に応じた額の交付を受けたものでございます。

21ページをお願いいたします。

歳出について御説明します。

3段目の文書費は、文書事務費等でございます。

これは、行政文書の管理等に要する経費で、備考欄に支出済額の内訳を記載しております。各事業とも大きな不用額はございません。

最後に、22ページをお願いいたします。

下段の大学費は、県立大学に対する支援事業に要する経費で、不用額は、新型コロナ臨時交付金を活用したデジタル環境整備や衛生環境改善等に係る執行残でございます。

県政情報文書課は以上です。

○帆足総務厚生課長 総務厚生課でございます。

23ページをお願いします。

まずは歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

24ページをお願いいたします。

歳出でございます。

中段の人事管理費でございますが、支出済額5億8,530万円余となっております。その内訳は、備考欄に記載のとおりでございます。

不用額3,200万円余の主なものとしましては、庶務事務システムにおける改修経費や定期健康診断等の執行残などによるものでございます。

総務厚生課は以上です。

○松尾財産経営課長 財産経営課でございます。

説明資料25ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございますが、不納欠損額はございません。

最下段の財産売払収入が1,300万円余ございますが、これは、芦北高校校長宿舍など3件の未利用県有財産の売却収入でございます。

なお、この詳細につきましては、附属資料の11ページに記載しております。

26ページをお願いいたします。

一番下の段、雑入の収入未済につきましては、後ほど御説明いたします。

続きまして、歳出について御説明いたします。

説明資料27ページをお願いいたします。

中段の財産管理費ですが、不用額の6億1,000万円余につきましては、県庁舎及び総合庁舎の維持管理業務委託に係る入札等に伴う執行残でございます。

下段の災害復旧費ですが、不用額の4,800万円余につきましては、防災センターの什器購入の入札残に伴う執行残でございます。

次に、繰越しとなった事業について御説明いたします。

附属資料のほうの1ページをお願いいたします。

1段目の県庁舎維持補修費、2段目の県庁舎等施設LED導入事業費、3段目の総合庁舎等施設整備事業費ですが、事業に必要な資材等の納入に時間を要したことにより繰越ししたものでございます。

4段目の財産利活用推進事業費ですが、県

有施設の長寿命化保全計画の策定において、令和5年度から6年度の2か年の債務設定による計画策定業務委託であることから繰り越したものでございます。

なお、いずれの事業も年度内に完了する予定でございます。

次に、収入未済について御説明いたします。

附属資料の5ページをお願いいたします。

5ページ、4の未収金対策でございますが、令和4年7月に、県庁南側駐車場の入り口ゲートバーを破損した利用者と県において、損害額11万円余の支払いに係る示談契約を締結し、分割納付されているものでございます。納付は滞りなく履行されております。

財産経営課は以上です。

○松村私学振興課長 私学振興課でございます。

30ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、収入未済額が5万円あります。

これは、奨学のための給付金について、システム入力の誤りにより過大給付を行ったものです。現在、回収に取り組んでおりますが、債務者の方は生活保護受給中で、生活困窮状態にあるため、まだ回収に至っておりません。今後も、債務者の方の生活状況に配慮しながら、回収に取り組んでまいります。

28ページをお願いいたします。

予算現額と収入済額との差が大きいものにつきまして、先に歳入減となったものから御説明いたします。

下から5段目の高等学校等就学支援負担金や29ページの下から5段目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、補助対象人数や補助対象経費が見込みを下回ったことによる減でございます。

次に、歳入増となったものですが、29ページの下から2段目の私立高等学校等経常費助

成費補助については、国庫補助単価が推計額を上回ったことによる増でございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

31ページをお願いします。

下の段の教育費ですが、私学振興費として122億6,100万円余の支出済額となっております。

これは、私立学校に対する経常費補助金、生徒への就学支援金や奨学のための給付金などでございます。

また、教育費については、3億5,700万円余が不用額となっております。

不用額を生じた主な理由ですが、32ページの備考欄9番の私立高等学校等就学支援金事業などにおいて、対象者が見込みより少なかったことによるものでございます。

続きまして、附属資料の2ページをお願いいたします。

本年度に繰越しとなった事業について御説明いたします。

私立学校等物価高騰対策補助については、年度内の申請、給付完了が困難なためやむを得ず繰り越したものですが、年度内に執行見込みでございます。

私学振興課は以上です。

○阿南市町村課長 市町村課でございます。

説明資料の34ページをお願いします。

まず、歳入について、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、下から2段目、国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、LPガス使用世帯を支援する市町村へ助成する事業の財源です。

収入済額がゼロになっていますのは、本事業による支援対象期間が令和5年10月から令和6年4月までと年度をまたぐことから、国からの交付が事業完了後の令和6年度となるためです。

ページ飛びまして、37ページをお願いします。

次に、歳出ですが、下から4段目、地域振興局費は、広域本部、地域振興局の運営などに要した経費となります。

不用額は、入札残及び経費節減などに伴う執行残です。

38ページをお願いします。

自治振興費は、備考欄、事業の概要に掲げた1から11までの事業に要した経費となります。

翌年度繰越額は、後ほど附属資料にて御説明いたします。

不用額は、主に1の復興基金交付金で約2億、2の物価高騰対応交付金で約5億となっています。2つの交付金は、いずれも市町村事業の助成ですが、実績額が見込みを下回り、執行残が生じたものです。

40ページをお願いします。

熊本縣市町村振興資金貸付事業特別会計となります。

まず、歳入については、不納欠損額及び収入未済額はございません。

41ページをお願いします。

次に、歳出ですが、上段の貸付金は、くま川鉄道の復旧のために人吉市へ貸し付けたものです。

不用額が生じた理由は、人吉市への貸付額が限度となったこと、待ち受けで2億円を確保していましたが、他団体からは貸付申請がなかったことによるものです。

次に、別冊附属資料の3ページをお願いします。

繰越事業について御説明いたします。

この3つの事業は、いずれも市町村に対する交付金ですが、市町村の事業が令和5年度までに完了しないことから、翌年度へ繰り越しているものです。

進捗状況としましては、上段の事業は年内、中段の事業は年度末までに完了見込み、

下段の知事選関係は7月までに完了しております。

市町村課は以上です。

○楠消防保安課長 消防保安課でございます。

説明資料の42ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

次に、予算現額と収入済額との差が大きいものにつきまして、43ページをお願いします。

2段目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、1,540万円余の差となっておりますが、これは、新型コロナウイルス感染症対策として防災消防航空センターや消防学校で使う資機材等の整備を行いました。当該交付金の交付実績が見込みより少なかったことによるものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

45ページをお願いいたします。

中段の防災総務費につきましては、防災消防ヘリコプターの管理運営などに係る経費でございます。

不用額1,628万円は、ヘリコプターの運航に必要な点検及び整備委託の執行残及び経費節減に伴う執行残でございます。

下段の消防指導費につきましては、消防学校の管理運営や訓練棟の再整備などに要する経費でございます。不用額3,068万円余は、消防学校の教育訓練機能強化事業の入札に伴う執行残及び経費節減に伴う執行残でございます。

翌年度繰越額につきましては、附属資料で説明いたします。

附属資料の4ページをお願いいたします。

上段の市町村等消防施設整備補助事業は、市町村が購入する消防車両の発注に不測の日

数を要し、年度内の事業完了が困難となり繰り越したのですが、9月末に支払い完了いたしました。

下段の消防学校教育訓練機能強化事業は、消防学校本館及び寄宿舍の設計に係る各種手続に不測の日数を要し、事務費の一部を繰り越したのですが、今年度末までに完了の見込みでございます。

消防保安課は以上になります。

○花房税務課長 税務課です。

決算の説明の前に、監査結果の指摘事項を説明いたします。

県政情報文書課の説明の際に御覧になりました1枚ペーパーを再度お願いいたします。

指摘事項は、2番の県税の誤りについてです。

(1)は、自動車税種別割の法改正に伴う県税条例改正が遅れ、過大な徴収となり、還付をしたものです。

(2)は、法人県民税について、システムの処理誤りで督促状が発行され、二重の納付となり、還付をしたものです。

適正に事務処理を行い、組織的チェックにより再発防止策を徹底するよう指摘がございました。

裏面をお願いいたします。

事案の概要です。

(1)の自動車税の件ですが、平成31年度の条例改正で、ロータリーエンジン搭載の自動車税種別割に関し、エンジン総容積量に1.5を乗じた数値を総排気量とみなして税率を適用する旨の規定が漏れておりました。

実務上は、本来課税すべき税率で課税し徴収しておりましたので、結果的に条例附則に規定がない分を多く徴収しておりましたので、対象者に還付をしました。

納税者や件数等につきましては、表のとおりです。還付額は1,034万円余でございます。

(2)は飛びまして、下の対応状況の(1)です。

本年1月に謝罪文を送付、2月議会におきまして条例改正を御承認いただき、3月中に還付手続を終えております。今後、組織的な確認体制を強化してまいります。

もう一度上の事案の概要にお戻りください。

(2)でございます。

法人県民税の誤りにつきましては、本税は申告税でございますので、申告は電子で行われ、納付は法人が記載する納付書により行われますが、納付書の記載ミスなどによりエラーが発生することがございます。このエラーと納付書を突合することで収納処理を行いますが、こうしたエラーの事務処理誤りなどにより誤って督促状が發送され、二重納付となった案件が2件発生しております。

下に飛びまして、対応状況の(2)ですが、説明、謝罪を行い、二重納付分を還付しました。月例処理の前日までに再度確認を行うなど再発防止を行ってまいります。

指摘事項の説明は以上です。

続いて、決算状況でございます。

説明資料の47ページをお願いいたします。

47ページの県税の決算状況でございますが、1段目の県税の欄を御覧ください。

予算現額は1,646億7,028万円余を見込んでおりましたが、調定額は1,714億2,534万円余、収入済額は1,694億7,276万円となっております。比較しますと、48億247万円余の増収となっております。

また、不納欠損額は1億9,886万円、収入未済額は17億5,372万円余となっております。

収入未済額は後ほど説明いたします。

2段目以降が税目ごとの状況です。

上から2段目の県民税の増収は、賃金上昇に伴う個人所得の伸びによるものと捉えております。

中ほどの事業税の増収、これは法人事業税がその多くを占めますが、外形標準課税対象法人の納税額が増えたことなどが要因と捉えております。

49ページをお願いいたします。

2段目の地方消費税の増収は、景気の回復基調に沿ったものと捉えております。

一番下の段の地方消費税清算金以降は、県税以外の収入です。

51ページをお願いします。

大きな2段目に寄附金とございます。いわゆるふるさと納税に係る寄附金収入の減収は、寄附額が見込みを下回ったものです。

最後の段の諸収入ですが、これは主に県税に付随する延滞金と加算金によるものです。

続いて、県税の収入未済額の状況につきまして、附属資料をお願いいたします。

附属資料の7ページでございます。

2番目の収入未済額の過去3か年の推移ですが、一番下の合計欄を御覧ください。

令和5年度は、17億5,372万円余です。ここ数年は、ピーク時でありました平成21年度の3分の1程度で堅調に推移しております。

1行目の個人県民税が大きな割合を占めますが、本税につきましては、市町村と連携を取りながら着実に対策を進めてまいります。

なお、下から3行目の軽油引取税2億6,106万円余は、軽油の流通の仕組み上、徴収を一旦猶予する場合がありますためでございますので、この未収金は、後日納付され、解消しております。

8ページをお願いします。

3番、収入未済額の状況です。

税目ごとに、納税交渉中、分割納付中、差押えなどの法的措置を取っているもの、また、執行停止を行っているもの、こうした状況を件数、金額で整理したものでございます。

こうした進行管理をきちんと行いながら、着実な滞納整理を進めてまいります。

9ページです。

令和5年度の未収金対策です。

四角の中の1番、実施した取組内容の(1)滞納整理の推進ですが、税負担の公平性の観点から、適正かつ厳正に取り組み、滞納者の個別状況も的確に把握した上で対応しております。

(2)の個人県民税の徴収強化対策ですが、各広域本部の特別対策班を中心に、市町村への支援を実施してまいりました。

こうしたことにより、2番の取組の成果にありますように、(1)徴収率では、前年並みの98.9%を達成しております。

(2)滞納繰越額は、17億5,372万円余となっております。先ほど申しあげましたように、ピーク時、平成21年度の3分の1分程度で推移しております。

(3)重点税目の徴収率は、個人県民税、自動車税種別割ともに前年並みとなっております。

(4)その他の成果としましては、コンビニ収納やクレジット決済、スマホ決済、こうしたことの納税環境の整備が進み、自動車税種別割の納期内納付率は84.3%と、8割を超えるものとなっております。

3番、令和6年度以降ですが、これまでの対策を継続し、(2)の個人県民税の徴収強化対策を市町村と一体となって取り組んでまいります。

また、(3)にありますように、納税者の利便性を確保するため、その時々合った多様な納付方法を提供し、納期内の納付率などが向上するよう、納税者へ周知広報を行ってまいります。

次に、歳出です。

もう一度説明資料にお戻りいただきまして、53ページです。

中ほどの税務総務費は、税務行政の管理運営に要する経費、その下の賦課徴収費は、納税者に対する過誤納還付金などの経費で、不

用額は、執行残、経費節減等によるものです。

54ページ、1段目の諸支出金ですが、次のゴルフ場利用税交付金から57ページの法人事業税交付金までは、県に納付されました税収の一定割合を法令に沿いまして市町村に交付する交付金等でございます。

不用額は、いずれも交付額が予算の見込みを下回ったことによる執行残でございます。

税務課は以上です。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

ありませんか。

○松田三郎委員 決算委員会、私、過去に何回か委員になったことがありますけれども、大体、税務課長御説明ありましたように、税の滞納等々、必ず質問なり出るんだろうと思っております。

今附属資料の9ページ辺りでしょうかね、申し上げましたように、過去に委員を務めたときも、毎年毎年でしょうけれども、ここ数年、やっぱり税務課をはじめ、かなり努力とか工夫をしていただいて、まあ金額の増減というのは年度によって特徴があつて、金額だけは増えても件数が減ったとか、いろいろな事情があるので、我々も金額だけで増えたからけしからぬとか、減ったからよかつたというような評価は差し控えるべきなんだろうと思っております。

要は、私、以前も申し上げましたが、県の職員の方々が、何ていうか、徴収のために、あるいは滞納した方に納付してもらうために、非常に、我々が知らないところを含めて、電話であるとか訪問であるとか、その他

時間と労力と、一部はお金をかけて、そういう努力をしていただいております。

今、冒頭総務部長おっしゃったように、働き方改革等々もありますので、県庁の方々、あんまり負担をかけ過ぎて、それで数字が減ったからいいというのも簡単には言えないだろうと思っております。

ですから、ここ数年、いろいろな努力もしていただいておりますが、まず前提として、これは何かそういう話からは言いにくいことですが、例えば、払うほうの立場になると、いろいろな払い方が出てくると、より協力していただきやすくなるんだろうと思っております。

数年前からあるこのコンビニ収納とかクレジット決済というのは、まあ初歩的な質問で大変恐縮ですが、例えば10万円をクレジットとかコンビニで納付しようというときに、その人は、基本的に多分手数料払わないでしょうから、その分は県がそのカード会社とかのところに手数料を払うと10万丸々は入ってこないという、簡単に言うんですけど、そういう仕組みになっているんですかね。

○花房税務課長 税務課です。

今委員がおっしゃったとおりでございます。県のほうから、少し細かく言いますと、地方税共同機構と各都道府県が一体となって進めておりますこういったクレジットでありますとかアプリ決済、こうしたものの手数料につきましては、県のほうで1件当たり数十円と、そういう規模で払っていくものでございます。

以上です。

○松田三郎委員 じゃあ、変な言い方ですけども、コンビニ収納は簡単ですよ、クレジット決済は簡単ですよって言うけど、たくさんの方が利用されると、それだけ手数料で県の正味の実入りが少なくなってくると、ま

あ、それがいけないという意味じゃないんですけれども、そういうことになるんですかね。

○花房税務課長 1件当たり幾らあるいは金額当たり何%ということでございますけれども、やはり一定程度の負担というのは行政のほうで持つことになります。

以上でございます。

○松田三郎委員 どうですか、以前、例えばもうなかなか取立てとといいますか、何というか、徴収というか、滞納者の方々に対応するというのは、さっき言いましたように、負担も大きいならば、税金の場合、非常に規制とかルールが厳しいんでしょうけれども、全くの第三者というわけにはいかぬけれども、どこか、まあ取立て屋さんじゃないけれども、第三者に一部任せてというのは、何かそういう要素は取り入れたという話は聞きましたけれども、税務課長として、例えば、ここはこういうふうにできるならば、もうちょっと職員の負担が少なくて効果を上げられるんだろうけどなというものが——ここに書いてあるのを見れば分かるんでしょうけれども、何かありますか。

○花房税務課長 ありがとうございます。

やはり職員の負担あるいは職員定数、そういったことを考えますと、今の時代からいろいろ今後のことを考えていく必要はあるかと考えております。

今資料で書いておりますようなクレジット決済あるいはアプリ決済、こうしたことによりまして、ここ10数年の間に一気に納期内の納付率が向上した、こういったことは事実でございます。ですから、今後も新たな、スマホでありますとか、そういったいろんな形態を通じまして、様々な納付方法が考えられると思います。

こうしたことには迅速に対応いたしまして、納税者の方の納税環境を整備し、私ども徴税吏員も、少しでも負担を減らせるよう、少しでも楽ができるような体制は取ってまいりたいと思います。

なお、どこかに丸ごとといいますか、先ほど委員がおっしゃいました、徴収をどこかでしてもらおうというのも、少しずつ、いろいろほかの自治体の要素もお聞きしながら、また検討は進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○松田三郎委員 はい。分かりました。

最後に、ここにも書いてありますように——まあ、ざっくりした話ですね。このページの3の(1)に書いてあるように、税負担の公平性の観点というのはよく聞くフレーズでございます。極端に言うと、例えば10円の滞納に対して、時間と労力と職員を総動員するという意味合いもあるんだろうと思いますが、滞納、払わぬ人のほうがもうけてしまうというようなことは社会として避けなければならないんだろうと。

ただ、それを考えると、例えばその後裁判だどうのこうのってなると、今で言う、どうですか、コストパフォーマンスからいくと、非常に大変なんだろうと思う反面、課長や部長から、まあ、お金かかるけん、こっちはもうあんまりやらずにこっちやりますっていうわけにもいかぬとだろうとは思いますが、今後、我々も、決算委員会をはじめいろいろなところで、何ていうか、頭に入れておかなければならないのは、やっぱりあれですか、ゼロを目指して——当たり前のことですけれども、とか、下がっていくのを目指すということを理解しておけばいいということですか。何か分かりにくい質問ですね。すみませんね。

○花房税務課長 やはり、こうした公的な租

税あるいはそれに近いようなものにつきましては、今委員がおっしゃいましたように、ゼロを目指すというのが本来の形であろうかと思えますけれども、やはりどうしても生活に困窮されている方あるいは経済の状況によりまして、なかなか御納付、御負担が難しくなるケースもございます。

これが、先ほどの率で言いますと、どうしても毎年全体として1%程度は、収入の未済といえますか、お支払いができてない、そういった数字は1%前後程度は出てまいります。

これは、やはり、そういった方の負担に寄り添う、そういった中でどうしても出てまいりますので、ゼロを目指すと言いながらも、そこはバランスを取りながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○松田三郎委員 はい。分かりました。

ほかのページにもありますように、今おっしゃった、例えば、分割納付中とか、所在不明とか、非協力的という何か原因もあつたりしますので、そういうのは別として、なかなか景気とか、その方の経済状況によって同情すべき方ももちろんいらっしゃって、それが1%、数%ということだろうと思っております。

要は、さっき言いましたように、なかなか職員の方の負担があんまり大きくなるのは、例えば、我々も、やれ額が増えたじゃないかとか決算委員会であんまり言い過ぎると、そこにしわ寄せが来るのかなという反省も込めて、一応ここ数年頑張っていたいでいるなというようなことを申し上げたいと思って発言した次第でございます。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに質問ありませんか。

○本田雄三委員 御説明ありがとうございます。

私も関連してでございますけれども、今回2回目でありますけれども、前回御説明をいただいた折に、債権の回収の業者、サービスさんとかを活用されているというふうにご認識をされていたんですけれども、8ページのこの法的措置の件数が、これは単年度ではないと思えますけれども、ずっと続いてこういうふうになっているかと思うんですが、今、松田委員がおっしゃったように、この法的措置あたりは、もう明確にそういう債権の皆さん方に委託をされたほうが少しでも滞納件数が減るのではないかなと思うんですけれども、相手がいらっちゃって、交渉中のところはやむを得ないとしても、法的措置等を講じるということであれば、職員さんの手から離れたほうが少しでも業務量が減るのではなかろうかと思えますけれども、いかがでございましょうか。

○花房税務課長 法的措置、こういったものにつきましては、税法、法令によりまして徴税吏員、こういった立場、身分を備えた職員が一義的には進めてまいるものと心得ております。

今委員からの御提案もございましたように、今後、そうした委託でありますとか民間、そういった部分のお力もお借りしながら進めていくような時代も来るかと思っております。

そういったことに備えまして、少し、先ほども触れましたように、ほかの自治体の状況も勉強しながら、少し研究は進めておきたいなと思っております。

以上でございます。

○本田雄三委員 状況は分かりました。

やはり費用対効果で、そういう部分、職員の方が対応される部分がいいのかどうかとい

うのは吟味していただいて、効率よく進めていただければと思います。

ありがとうございました。

○内野幸喜委員長 ほか質問ありませんか。

○岩田智子委員 どこなのかちょっと分からないんですけども、昨年度、令和5年に旅行の助成金の第三者委員会が立ち上がりましたよね。多分、それはこの会計の中に入っているんだと思うんですけども、第三者委員会が意外と長い期間あったし、私も全然第三者委員会のことを存じ上げないんですけども、それに関するお金というか支出というのは、どこを見れば分かるのでしょうか。それで、幾らぐらいだったのか分かるんでしょうかね。

○寺本人事課長 人事課でございます。

第三者委員会の運営は人事課のほうでやっております。

ちょっと数字のほうは確認させていただければと思います。

○岩田智子委員 第三者委員会は1件だけだったですよ、人事課の担当は。

○寺本人事課長 人事課でございます。

はい。昨年度は1件だけでございます。

○岩田智子委員 分かれば教えてください。

○内野幸喜委員長 今分かるわけじゃないんですよ。

○岩田智子委員 後でいいです。

○内野幸喜委員長 ほか質問ありませんか。

○竹崎和虎委員 御説明ありがとうございます。

した。

別の会合で一度お尋ねをしたことがあるんですが、その進捗も含めてまた伺わせていただければと思うんですけども、部長の概要説明、最初の中で、業務量に応じた人員の配置や働きやすい環境、これを整備したことによって、令和5年度は、前年度に比べ1人当たりの勤務時間がちょっと、1割削減されたんですよとかあったところなんですけれども、不動産取得税なんですけれども、この附属資料の8ページ辺り出てきているやつなんですけれども、これに関して、熊本は取得してから通知が来るまで1年ぐらいかかると、非常に遅いという話を聞いていますというお尋ねをしたんですよ。

そういった中で、県央の税務部から県北の税務部さんのほうに、この不動産取得税、向こう強化しとるもんですから、人を派遣するというので、もともと遅いよと言われてるのに大丈夫なんですかと。で、電子化やデータ入力に関して、市町村さんと連携したり、総務部さんで何かやられているのがあるから、そういうのを使ってみたいな感じだったんですけども、今後どうやってそこを対応していこうとかあれば教えていただきたいんですけども。

○花房税務課長 不動産取得税のお話をいただきました。

今委員からもございましたように、不動産取得税、特に、今お話しありましたように、県北エリアのほうでは、半導体関連の集積、それに伴います様々な物件の構築、竣工が今後——今も進んでおりまして、今後も進んでまいるかと思っております。

そういった中で、不動産取得税の件数、こういったものも増えてくるかと思っておりますので、県の税務当局の組織の中で、県北広域本部あるいは県央広域本部、こういった中で、マンパワーを調整しながら、協力しながら進

めてまいりたいと考えております。

これはまだアイデアのレベルでございますけれども、こういったものも、先ほどの徴収の部分の委託でありますとか、そういったお話もございました。こういった家屋、建物の評価の民間委託の活用でありますとか外部委託、そういったものが研究できないかというものは、今私も個人的には考えておりますので、今のアイデア、御提案につきましては、私のところで一度勉強させていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○中村理事 すみません。県央広域本部長も兼ねておりますので、今の点についてお答えいたします。

県央広域本部のほうで、不動産取得税におきまして、その土地を買ったりとか、中古住宅を買ったりとかいったときの不動産取得税でございますが、通常6か月ぐらいで課税の通知を出すということになっておりますが、熊本地震や令和2年7月豪雨の災害があって、その関係でBCPで少し事業の優先順位をつけたために、1年とかかかって納入通知を発送したということがあったところでございます。

その状況でございますが、現在、ほぼ大体解消できて、来年度には通常どおりに戻る形になっているところでございます。

そういう中で、県央のほうから県北のほうへというところでございますが、これに関しましては、建物の評価をやっていかないといけないところでございますが、それは県北のほうで増えているところでございまして、そういった中で特に工場とか何かそういったものに関してはかなり難しいところがありますので、そういったベテラン職員のほうが県央広域本部税務におりますので、その職員のほうを応援に出して支援していくという形でやっているとところでございます。

いろいろな人のところで御心配をいただいているところでございますけれども、現状はそういうような形で進めておまして、問題なく今後課税の通知等発送できる形でやってまいります。

○竹崎和虎委員 ぜひ取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、以前もちょっと申し上げましたけれども、自動車税はかたり5月上旬に来るんですよね。で、5月末に払わなきゃいけないということで、まあ納税意識の問題ですよ。不動産を取得して、そのときはそれに対する不動産取得税を用意しているんですけれども、1年ぐらいして来ると、なんやこれっていう感じで、もう納税意識がやっぱり低下して、そこがこの8ページのやつにつながっているところもあるかもしれないものですから、その意識を、やがて来ますよとか、それは誰が言うかは別として、その不動産屋さん言うのか、入られる方いらっしゃいますよね登記とかで、そういった方から伝えていただくようなことをやられたらいかがかと思いますが。

○中村理事 すみません。まさに御指摘のとおりだと思っております。

納税意識の部分、非常に大事でございますので、そういった中で通常の期間を超えていくような場合とか、あるいは6か月も結構期間がありますので、そういった司法書士であったり、不動産屋さんたちからお知らせができる形ができないか、そういうのも含めて検討して対応してまいりたいと思っております。

○竹崎和虎委員 ほかのですね、例えば任意で入る自動車保険とか、いろんな保険とか来るんですよね、1か月ぐらい前には。満期というか、次、年度どうしますかみたいなのが。そういったところを出されたらいかがかと思うものですから、しっかり取り組んでいた

だければと思いますし、業務のほうに負担がかからないようにもしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○寺本人事課長 人事課でございます。

岩田委員の先ほどの御質問でございましたが、3ページの人事課のページの歳出に関する調べのところでございます。

人事管理費というのがございます。こちらの右側に、課の運営費の人事課諸費等というのがありまして、ここの予算でございまして、全体で約900万の支出をしております。主に委員の報償費ということで、弁護士先生方にお支払いした分でございます。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

3人弁護士さんがいらっしゃって、3人分ということですね。

○寺本人事課長 はい。

○岩田智子委員 分かりました。

○内野幸喜委員長 ほかに質問ありませんか。

○池田和貴委員 すみません。まず、部長の挨拶に、職員の定数管理について、6月に定員管理の基本方針を定めましたということで、令和6年度の実績数4,151人を、令和6年度には4,229人に、前の――減らすんじゃないで、令和6年度に維持させることにして、職員数は現在から80人増加することにしたというような説明がありました。

私も、前監査委員をしていたときに、実際に回ってみると、管理をしなきゃいけないところに人が1人しか配置されなくて、この人が病欠したらどうするんだろうとか、会議とかで呼び出されたらどうするんだろうかと、そうしたら課内でやっているということだっ

たんですけれども、やっぱりそういうことを考えると、かなりずっと行政の職員さんが減ってきて、本来やるべきところに目が届かないようなところも出てきているんじゃないかというふうに思っておりました。

あわせて、災害を幾つかやっぱり経験しますと、そのとき急激に増えるその対応に対してどうかということもありますし、それと、行政に対する、いわゆる行政がやらなければいけないことも、これも項目増えてきていると思うんですね。一部市町村に移譲したりというところもありますけれども、でも、それでも助言やそういったものが必要になってきますので、そういった意味でも大変かなと思って、その中でこの管理、増えたということは、やっぱり現状に合わせる必要があるだろうなというふうに考えております。

その中で、これは採用を増やしていることなんですけれども、これは、途中で辞められる若い職員さんたちも各自治体では非常に増えてきているみたいな話も聞くんですけども、そういうことも踏まえてこの人数はどういうふうに考えるのかということと、あわせて、県庁の中で、いわゆる途中で退職される方の人数、それはどういう推移になっているのか、ちょっと教えていただければなというふうに思います。

○寺本人事課長 人事課でございます。御質問ありがとうございます。

まず、中途採用の状況についてお答えいたします。

採用形態幾つかございまして、大卒程度、高卒程度ということで、通常新卒の採用をやる手法と、あと、途中で民間経験の方ですとか、ほかの自治体を経験されている方も含まれますけれども、民間経験者枠ということで、一定程度採用枠を準備させていただいているところでございます。

あと1点、退職の状況なんですけれども、

最近、自己都合退職の状況でいきますと、10年前から比べると、やはり少し増えてきておりまして、2倍程度増加しております。

ちょっと具体の数字を申し上げますと、自己都合退職ということで、26年度は29名でした。令和5年度、昨年度が54名ということで、約2倍に増えているという状況でございます。

退職の理由はいろいろございますけれども、転職を理由とするものが多いというふうに聞いております。若者の退職も増えておりまして、やはり若者の転職に対する価値観が少しずつ変わってきております。抵抗が少なくなっているというのがございまして、そういった影響があるんじゃないかなというふうに考えておるところでございます。

○池田和貴委員 ありがとうございます。

やっぱり数字的に見ても、途中で退職される若い人たちも増えてきているというのがありますよね。あと、やっぱり県の職員をそれぞれ維持していくということが、今までの考え方だけで本当にできるのかどうかというのは、もう以前から考えられていると思いますけれども、それをもう実行に移さざるを得なくなっている時期に来たのかなというふうに思います。

そういう意味で、その中途採用も、本当今までどおりでいいのかとか、そういうのも含めて、いわゆる県庁がやらなければいけない職務を遂行するために、本当に必要な人数をどうやって確保していくかということをやったり考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思いましたので、ここについては、定員の基本方針の中に細かく書いてあるかもしれませんが、それとの中でぜひ努力をしていっていただきたいなというふうに思います。

すみません。以上です。

○内野幸喜委員長 ほか質問ありませんか。

○岩田智子委員 私も、すごく池田委員の今の意見に気になっていたところでした。

部長が最初の説明のところで、いろんなインターバル制度とか職員が働きやすいように男性の育休を増やすとかいろいろお話をされて、今後は、カスタマーハラスメント対策にも取り組みますというふうにおっしゃって、ここはちょっと気になって、県庁ってあんまり窓口業務とかがないので、市役所とかいろんな役場と比べるとカスタマーハラスメントとかをあまり聞かなかったんですが、県庁の中でもやっぱりこういう対策が必要なことになっているのかなということで、ちょっとお話を聞かせていただければと思います。

○寺本人事課長 人事課でございます。

県庁におきましても、市町村と比べると窓口は少のうございますけれども、例えば、電話対応ですとか、あと来客される方でやはりカスハラに該当するようなことをおっしゃるような、発言される方とか一部いらっしゃいます。

昨年9月にカスハラの実態調査をさせていただきまして、それは電話対応に特化したアンケートでございました。それでも、各所属で、やはり一定程度長時間にわたって拘束されるですとか、あと職員に対して人格を否定するような発言があるとか、そういった結果が出ております。

今年度、また実は新たにアンケート調査、詳細な調査をしておりますので、その調査結果を踏まえまして、対策どういふのを講じるかというのを考えていきたいと思っておりますが、電話でのカスハラ対策としては、例えば録音機をつけて少し防止につながるような対策をするとか、あと、ほかの市町村とか、県でもですけれども、マニュアルですね、対応マニュアルを作っているところもございま

すので、そういったマニュアルを作るのですとか、そういったことを検討していきたいと思っております。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

とてもその辺も気になって、働きやすさとか、やっぱり中途退職とか、その辺がないように、皆さんが本当に働いて、今日もミスがちょっとありましたけれども、そういうミスがないような体制を取っていかなくちゃいけないなと思っています。もうしっかり応援をします。

○内野幸喜委員長 その他質問ありませんか。――なければ、これで審査を終了します。

次回の第3回委員会は、10月18日金曜日午前10時に開会し、午前に知事公室、企画振興部、午後から健康福祉部の審査を行うこととしておりますので、よろしく願いいたします。

また、取りまとめのための第8回委員会の開催日時について、さきに11月中旬予定としておりましたが、調整の結果、11月15日午前10時から開催しますので、御出席いただきますようお願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

午後2時26分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長